

福知山市脱炭素先行地域づくり補助金
(産業部門等自家消費型太陽光発電設備導入事業)

申請の手引き

■募集期間 申請年度の12月10日(※)まで

■実績報告 申請者が交付決定通知書を受領した時～申請年度の2月10日(※)

■請求書提出 申請者が額の確定通知書を受領した時～申請年度の3月10日(※)

■注意事項

- ※ 募集期間の終期(申請年度の12月10日)の時点で、不備が解消された状態で書類一式が揃い、申請が受理されている必要があります。
- ※ 上記各期間の最終日が土日祝日と重複した場合は、その直前の開庁日とします。
- ※ 本補助金は、国費(環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)」)を活用した間接補助事業です。本市の定める規定に加えて、交付金に係る国の規定を遵守いただく必要があります。申請を検討している方は、関連規定を熟読し、その内容に同意した上で申請してください。
- ※ 本手引きは、本補助金に係る全ての規定を網羅的に説明したものではありません。本手引きに記載されていない規定もあることを承知の上で、必ず各規定の原文を熟読してください。
- ※ 何かご不明な点がございましたら、関連資料をご持参の上、事業着手前にご相談にお越しください。

令和8年8月

福知山市

■申請・問合せ先：福知山市エネルギー・環境戦略課 (福知山市役所4階)

■TEL：0773-48-9554(直通) E-mail：enekan@city.fukuchiyama.lg.jp

〒620-8501 京都府福知山市字内記13-1

目次

0.はじめに	3	7.補助対象経費	12
(1)用語の定義.....	3	【補足2】補助対象外経費の一例.....	13
(2)補助対象者の範囲.....	3	8.手続の流れ	14
1.脱炭素先行地域の趣旨	4	補助金交付までのフローチャート.....	14
(1)趣旨・目的.....	4	【補足3】全員必須の手続の詳細.....	15
(2)エネルギー起源 CO2 排出の部門分け	4	①補助金の申請.....	15
(3)民生部門に該当する場合.....	4	③交付決定の通知.....	16
2.概要	5	⑤事業完了・実績報告.....	16
(1)補助制度の概要.....	5	⑦補助金額の確定.....	16
3.申請書提出期間・申請受理	6	⑧補助金の請求.....	16
(1)書類提出期間.....	6	【補足4】特別な場合に生じる手続の詳細.....	17
(2)申請受理.....	6	④事業着手・設備取得.....	17
4.提出書類	6	※事業内容等の変更.....	17
5.補助額	7	9.補助事業に関する調査等への対応義務	18
(1)補助上限額と計算例.....	7	10.補助金返還・収益納付	18
(2)補助上限額と募集予定件数.....	7	(1)補助金返還.....	18
6.補助要件の詳細	8	(2)収益納付.....	18
【補足1】太陽光発電設備仕様書.....	9	11.補足	19
【補足2】JC-STAR 適合要件	10	(1)改訂履歴.....	19
(1)JC-STAR 制度の概要	10	(2)補助金を活用した事業の実施にあたって.....	19
(2)JC-STAR 制度の背景と方針	10	巻末付録：外部リンク集	20
(3)系統接続時に JC-STAR が必要な設備	10		
(4)系統接続時に JC-STAR が必要な時期	10		
(5)JC-STAR の取得要件化の対象範囲	11		
(6)JC-STAR 適合ラベル取得済み製品	11		
(7)JC-STAR 適合外製品で申請できる例	11		

0.はじめに

(1)用語の定義

	用語	語義
1	本補助金	福知山市脱炭素先行地域づくり補助金（産業部門等自家消費型太陽光発電設備導入事業）
2	市要綱	『福知山市脱炭素先行地域づくり補助金（産業部門等自家消費型太陽光発電設備導入事業）交付要綱』
3	国要綱	『二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱』（令和4年3月30日環政計発第2203301号制定、令和8年7月6日環地域事発第2607061号改正）
4	国要領	『地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領』（令和4年3月30日環政計発第2203303号制定、令和8年7月6日環地域事発第2607061号改正）
5	国要領別紙1	『別紙1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（脱炭素先行地域づくり事業）』
6	国要領別表第1	『別表第1（交付対象事業費：設備整備事業）』
7	財産処分承認基準	『環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について』（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知）
8	市規則	『福知山市補助金交付規則』（昭和28年2月16日福知山市規則第5号）
9	補助対象設備	本補助金の交付対象となる設備
10	補助対象事業	事業計画に定める施設等に補助対象設備を導入する事業
11	補助申請者	本補助金の交付を申請しようとする者
12	補助事業者	市要綱に基づき、補助金の交付を受けて補助対象事業を実施する者
13	補助対象経費	本補助金の交付対象となる経費
14	事業着手	補助対象設備の設置に係る契約締結又は工事着工のいずれか早いもの（契約締結前に行われることは無いという想定で市要綱第3条では明記していないが、発注、部材調達を含む。）
15	事業完了	補助対象設備の設置に係る契約に基づく工事完了又は代金支払のいずれか遅いもの
16	法定耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）を勘案して、環境大臣が別に定める期間。太陽光発電設備一式について、一般に17年。
17	公称最大出力	太陽光発電設備の公称最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力の合計値のうち、いずれか小さいものの小数点以下を切り捨てた値

(2)補助対象者の範囲(先行地域:長田野工業団地エリア)



※空中写真データ(国土地理院)をもとに
 福知山市エネルギー・環境戦略課作成
<https://service.gsi.go.jp/map-photos/app/map?search=photo#14/35.28455522891879/135.16357754622595>

1.脱炭素先行地域の趣旨

(1)趣旨・目的

『脱炭素先行地域』とは、**2030 年度**までに**民生部門**の**電力消費に伴う CO2 排出**の実質ゼロを実現するとともに、地域特性に応じた先行的な取組を実行し、地域課題を同時解決する脱炭素の取組です。

(2)エネルギー起源 CO2 排出の部門分け

「民生部門」は、「家庭部門」と「業務その他部門」に大別されます。

非民生部門	産業部門	・「総合エネルギー統計」の農林水産鉱建設部門及び製造業部門に対応 ・製造業、農林水産業、鉱業、建築業 (※サービス業は「業務その他部門」に該当)
	運輸部門	・「総合エネルギー統計」の運輸部門に対応 ・自動車(貨物・旅客・自家用車)、船舶、航空機、鉄道 ・自動車等(家庭や事業所の敷地外で利用される輸送機関)による人・物の輸送運搬
	エネルギー転換部門	・発電所や熱供給事務所、石油製品製造業等における自家消費分及び送配電ロス等に伴う CO2 排出(産業部門や業務その他部門の自家用発電や自家用蒸気発生は含まない)
民生部門	業務その他部門	・「総合エネルギー統計」の業務他(第三次産業)部門に対応 ・オフィス・店舗・ホテル・学校・病院・事務所・ビル・商業サービス施設、官公庁その他事業所のほか、他のいずれの部門にも帰属しないもの。 (例：情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉)
	家庭部門	・「総合エネルギー統計」の家庭部門に対応 ・家庭におけるエネルギー消費 (※自家用自動車からの排出は運輸部門に該当)

(3)民生部門に該当する場合

本補助金は産業部門等の非民生部門への交付を想定していますが、民生部門に該当する場合でも申請できます。ただし、『脱炭素先行地域』が「**2030 年度までに民生部門の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロを実現する**」ことを目的とするため、民生部門に該当する場合は、次の交付条件を付すものとします。

条件	補助対象事業として先行地域内の施設及び土地等に資産を形成する場合であって、使用電力が 民生部門に該当 する場合には、当該施設等において 2030 年度までに電力消費に伴う CO2 排出実質ゼロを実現するため、再エネ 100%電力(下記参照)を導入し、また、2030 年度末まで継続すること(市要綱 10 条 7 号)。
定義	再エネ 100%電力(市要綱 3 条 13 号)： 再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱)によって発電された電力 ※ 小売電気事業者等の再エネ電力メニューからの調達又は再エネ等電力証書(地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における調整後排出量の算定・報告に利用可能な国内認証排出削減量・海外認証排出削減量)の購入を含む。

2.概要

(1)補助制度の概要

補助対象者	・先行地域（<u>長田野工業団地エリア</u>※1）内に補助対象事業を実施する施設等を所有する者 ・施設等の所有者から交付対象となる設備の設置について承諾を得ている者 ・上記の者に対して、PPA又はリース契約で設備を提供する者
補助対象設備	・<u>太陽光発電設備</u>であること。 ・<u>オンサイト自家消費型</u>（当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に導入する形態）であること。 ・PPAモデル又はリース契約による導入も条件付きで認める。 ・需要家の敷地外から自営線で電力供給を行う「<u>自営線型</u>」、専ら系統を用いて脱炭素先行地域内に電力を供給する「<u>系統接続型</u>」、「<u>ソーラーカーポート</u>」及び「<u>建材一体型太陽光</u>」は原則として補助対象外とする（※2）。
補助率 補助上限額	・補助率：1/2 ・補助上限額：次のア～ウのうち、最も小さいもの - ア 補助対象経費に補助率 1/2 を乗じて得た額 - イ 公称最大出力(kW)×10 万円/kW - ウ 2000 万円(令和 8 年度に限り 666 万 6 千円)
申請方法	・<u>事前申請制</u>（交付決定を受けた日以降に契約・工事着工・発注・部材調達すること） ・<u>単年度事業</u>（申請年度の 2 月 10 日までに事業完了及び実績報告を行うこと） （※事情を問わず、翌年度への繰り越し不可） ・国費活用事業であるため、<u>複数見積を行った上で申請</u>すること(市要綱 10 条 6 号)
書類提出	・12 月 10 日までにエネルギー・環境戦略課（福知山市役所 4 階）に書類持参
実績報告	・2 月 10 日までに事業完了し、実績報告書（様式第 17 号）を提出
先着順	・①市による提出書類の審査及び②応募申請者による不備解消が完了した順に申請受理 ※審査は書類提出順に行うが、書類提出・受領が行われた時点ではまだ申請受理ではない

※1 長田野工業団地アネックス京都三和立地企業様については、本補助金に代わり、京都府の募集する「京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金」（脱炭素先行地域と同じ、環境省『二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)』を財源とする「重点対策加速化事業」の取組。外部リンク参照。）をご活用ください。逆に、先行地域エリア内に立地する企業様については、同交付金を財源とする京都府の上記補助金を申請できない点に御注意ください。

※2 これらの形態での導入を申請したい場合は、市HP『太陽光発電事業に係る関係法令手続き窓口について』で掲げる関係各所に確認した上で、交付申請書提出時に当課にご相談ください。環境省と協議の上で、例外的に申請を認めることがあります。

※3 太陽光発電設備の導入にあたり、緑地面積の変更が生じる場合は、事業着手の 30 日前までに「特定工場変更届出及び実施制限期間の短縮申請書」の提出が別途必要です。詳細は福知山市産業部産業課(0773-24-7504)までご連絡ください。

3.書類提出期間・申請受理

(1)書類提出期間

募集期間	申請年度の12月10日 午後5時15分まで
実績報告	申請者が交付決定通知書を受領した時 ～ 申請年度の2月10日 午後5時15分
請求書提出	申請者が額の確定通知書を受領した時 ～ 申請年度の3月10日 午後5時15分
補足	・上記各期間の最終日が土日祝日と重複した場合は、その直前の開庁日 ・年度毎の予算上限に達し次第、申請書提出期間の終期を待たずして募集終了 ・募集期間の終期(申請年度の12月10日)の時点で、不備が解消された状態で書類一式が揃い、後述のとおり、申請が受理されている必要がありますのでご注意ください。

(2)申請受理

先着順	・次の①②の両方が完了した順に申請受理 ①市による提出書類の審査 ②応募申請者による不備解消（※①の審査の結果、申請内容に不備が見つかった場合）
注意点	・単に書類提出・受領が行われた時点では、まだ申請受理とは扱わない

4.提出書類

手続に必要な書類は『**提出書類一覧表**』(Excel)を、提出書類の様式は『**様式集**』(Excel)を確認すること。

なお、**提出書類への押印は原則不要**です。

場面	補助申請上での 手続の要否	提出時期	必要書類一式を記載したシート名
(1)交付申請時	全員必須	申請書提出期間中	書類群1 (交付申請に係る提出書類)
(2)事業開始承認申請時	交付申請完了後に 交付決定を待たずして 事業着手したい場合	交付申請時～ 市交付決定通知時	書類群2 (事業開始承認申請に係る提出書類)
(3)変更申請時	事業の内容を変更する場合	交付決定後	書類群3 (変更申請に係る提出書類)
(4)中止(廃止)申請時	事業中止(廃止)を行う場合	交付決定後	書類群4 (中止(廃止)申請に係る提出書類)
(5)実績報告時	全員必須	交付決定後～2/10	書類群5 (実績報告に係る提出書類)
(6)補助金請求時	全員必須	額の確定通知～3/10	書類群6 (補助金の請求に係る提出書類)
(7)財産処分承認申請時	財産処分を行う場合	補助金受領後	書類群7 (財産処分承認申請に係る提出書類)

5.補助額

(1) 補助上限額と計算例

補助対象経費	『国要領別表第1』参照
補助率	1/2
補助上限額 (市要綱7条1項2号)	次のア～ウのうち、最も小さいもの ア 補助対象経費に補助率 1/2 を乗じて得た額 イ 公称最大出力(kW)×10 万円/kW ウ 666 万 6 千円 (令和 9-12 年度は 2000 万円の予定)
補助額の計算例 1 (令和 8 年度)	事例：公称最大出力 100kW 補助対象経費 1000 万円(税別) ----- ★ア 500 万円(1000 万円×1/2) イ 1000 万円(100kW×10 万円/kW) ウ 666 万 6 千円
補助額の計算例 2 (令和 8 年度)	事例：公称最大出力 1kW 補助対象経費 2000 万円(税別) ----- ア 1000 万円(2000 万円×1/2) ★イ 10 万円(1kW×10 万円/kW) ウ 666 万 6 千円
補助額の計算例 3 (令和 8 年度)	事例：公称最大出力 100kW 補助対象経費 2000 万円(税別) ----- ア 1000 万円(2000 万円×1/2) イ 1000 万円(100kW×10 万円/kW) ★ウ 666 万 6 千円

(2) 補助上限額と募集予定件数

年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
上限額/件	666 万 6 千円	2000 万円(予定)			
件数	1 件程度	未定	未定	未定	未定

※ **同一の申請者による複数回の申請は、原則認めません。**ただし、今後の申請状況を勘案して、上限額、募集件数、同一申請者による複数回申請の可否を変更する可能性が有ります。

※ 5 年間の交付総額には上限が有りますが、各年度の募集件数は、環境省と協議の上、交付総額の範囲内で調整が可能です。**本補助金の申請を検討している場合は、補助対象設備を導入したい時期の前年度の 9 月頃まで**にご相談ください。申請予定者数を勘案して翌年度以降の募集件数と市予算計上額を調整できるため、「申請したが枠から漏れた」という申請者が出る事態を回避できます。補助金活用の意向について、市への積極的な事前相談を宜しくお願い致します。

6. 補助要件の詳細

補助対象者 ----- [根拠規定] 市要綱	次の要件を全て満たす者 (1) 交付対象となる設備の所有者となる者 (2) 先行地域（長田野工業団地エリア）内で産業部門等の電力消費に伴うCO₂排出量削減等に向けて取組を行う者 (3) 次のいずれかに該当する者 - 先行地域（長田野工業団地エリア）内に補助対象事業を実施する施設等を所有する者 - 又は施設等の所有者から交付対象となる設備の設置について承諾を得ている者 - 前号の者に対しPPAモデル又はリース契約により設備を提供する者 (4) 本市の市税に滞納がない者 (5) 福知山市暴力団排除条例（平成24年福知山市条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者
補助対象事業 ----- 要件抜粋 ----- [根拠規定] 国要綱 国要領 国要領別紙1 国要領別表第1 市要綱	(1) 共通要件 - 脱炭素先行地域内で実施する事業であること。 - 本市の脱炭素先行地域の事業計画に位置付けられていること。 - エネルギー起源CO₂の排出削減に効果があること。 - 各種法令等に準拠した設備であること。 - 商用化され、導入実績がある設備であること(※ペロブスカイト太陽電池は補助対象外とする)。 - 中古設備でないこと(※リユースパネルは補助対象外とする)。 法定耐用年数(※17年)の期間、市長の承認なく補助対象設備を処分せず、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録も行わないこと。 - 設置する設備に係る国の補助金を受けていないこと。 - その他国要綱・国要領・国要領別紙1・市要綱で定める要件を全て満たしていること。 - 補助事業を実施するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこと(※複数見積)。 (2) 太陽光発電設備特有の要件 - 本事業で得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。 設置場所の積載荷重が10kg/m²以下相当でないこと。 - IP通信を用いる製品を使用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）によるセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）において、★1以上の適合ラベルを取得した製品を原則使用すること(【補足2】参照)。 再エネ特措法に基づくFIT制度の認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。 - 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(※自己託送)を行わないものであること。 ・再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠すること。特に『【補足1】太陽光発電設備仕様書』のページに記載する要件をすべて遵守していることを確認すること。 ・当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて50%以上を脱炭素先行地域内で消費すること。当該需要家が消費しない再エネ電力については、国要領別紙1第4ページ記載「i(c)」に準拠すること。 ----- ・【PPAの場合】PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が京都府内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の9/10とすることができる）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 ----- ・【リース契約の場合】リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

【補足 1】太陽光発電設備仕様書

『国要領別紙 1』中の「2 ア (ア) 太陽光発電設備 交付要件」の抜粋です。

導入する太陽光発電設備が以下の要件を全て満たすことを確認してください。

①再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠すること。特に、次の(a)～(l)をすべて遵守していることを確認すること。

- (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
- (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室)を参照のこと。
- (e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵を設置するとともに、柵等の外側の見えやすい場所に標識(交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。
- (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令(立地する自治体の条例を含む。)の規定を遵守すること。
- (k) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- (l) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。

②再エネ特措法に基づく FIT 制度の認定又は FIP 制度の認定を取得しないこと。

※固定価格買取制度を活用した 20kW 以上の発電設備は、以下の資源エネルギー庁のサイトで公表されています。

補助金受領後に、当該制度を活用していることが判明した場合、**補助金の返還**を求めます。

※参考：資源エネルギー庁『FIT 制度・FIP 制度 再生可能エネルギー電子申請 事業計画認定情報』

<https://www.fit-portal.go.jp/publicinfo>

【補足 2】 IP 通信使用製品における JC-STAR 適合要件

以下は『国要領別紙 1』中の「2 ア (ア) 太陽光発電設備 交付要件」の抜粋です。

「**IP 通信を用いる製品を使用する場合**は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）によるセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（**JC-STAR**）において、★ 1 以上の適合ラベルを取得した製品を原則使用すること。」

現状、「**令和 9 年 4 月以降の系統接続申請**」から、JC-STAR 適合が系統連系申請時の技術要件として、経済産業省によって要求される見込みです。しかし、**脱炭素先行地域では、令和 8 年度の補助事業においても、「JC-STAR 適合性」が、国(環境省)によって経済産業省に先んじて交付要件化されている点**にご注意ください。以下、「JC-STAR」について、当課の把握している情報を簡単に御説明致します。

(1) JC-STAR 制度の概要

JC-STAR 制度	セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度の略称
適合基準	求められるセキュリティ水準に応じて、IoT 製品共通の最低限の脅威に対応するための適合基準である★ 1（レベル 1）等を定めている
適合製品	適合が認められた製品には、二次元バーコード付きの適合ラベルを付与することで、製品詳細や適合評価、セキュリティ情報・問合せ先等の情報を調達者・消費者が簡単に取得できるようにしている

(2) JC-STAR 制度の背景と方針

- ・太陽光発電設備や蓄電池のような分散型電源について、監視装置に内在する脆弱性が悪用され、サイバー攻撃の踏み台にされる事案が発生しています。
- ・そこで、太陽光発電や蓄電池等のサイバーセキュリティ対策を向上させるため、これらの設備を**送配電網に接続**する際の技術的要件を改正し、「**JC-STAR（一定のサイバーセキュリティ基準への適合を証明するラベリング）**」を取得した機器の利用を要件化することが、大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議（令和 7 年 12 月 23 日開催）において決定されました。

(3) 系統接続時に JC-STAR 適合が要求される設備

- ・電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン上、JC-STAR 適合が系統連系申請時の技術要件となるのは、**分散型電源が採用する通信機能を有する制御システムのうち、IP 通信機能を有する機器**です。
- ・**下記の時期以降に系統接続申込を行う案件**について、JC-STAR 適合が要件化される見込みです。
- ・具体的なシステム構成における JC-STAR 要件の適用有無は経済産業省にお問い合わせください。

特別高圧および高圧に連系する太陽光発電設備および蓄電設備	2027 年 4 月
------------------------------	------------

(4) 系統接続時に JC-STAR 適合要件が要求される時期

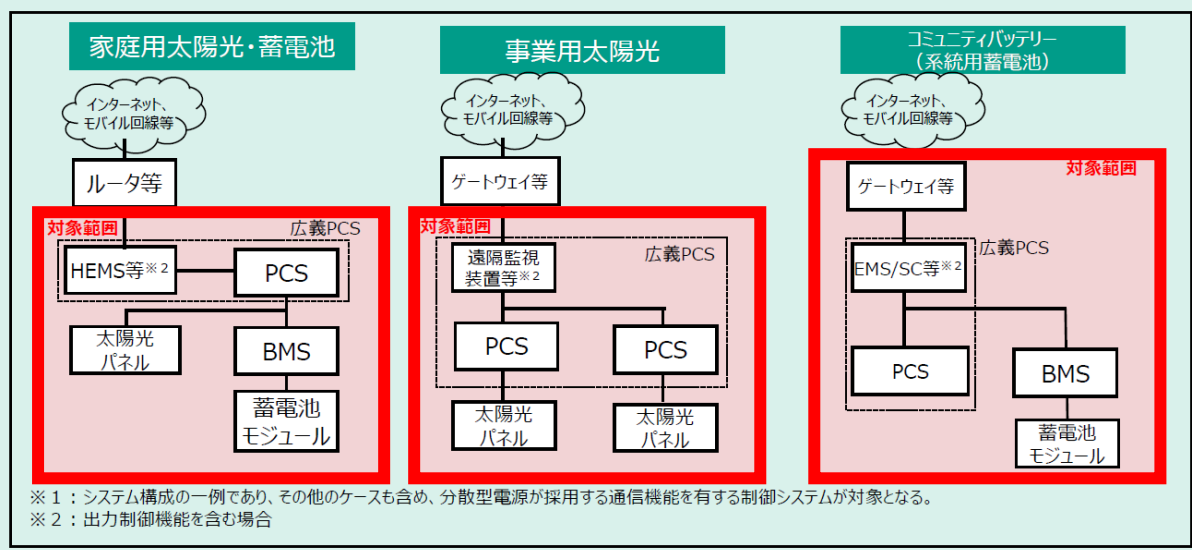
- ・**令和 9 年度以降に系統接続にかかる契約申込みを行う設備**（分散型電源が採用する通信機能を有する制御システムのうち、IP 通信を用いる機器）は、JC-STAR★ 1 以上の適合ラベルの取得が必要です。
- ・**令和 8 年度に設計を行う場合**についても、**系統接続にかかる契約申込み時期が 2027 年 4 月以降**であれば、JC-STAR★ 1 以上の適合ラベル製品を前提に設計する必要があります。

※参考：第 21 回グリッドコード検討会資料『分散型電源のサイバーセキュリティ対策の要件化について』

https://www.occto.or.jp/assets/iinkai/gridcode/21/gridcode_21_04.pdf

(5)JC-STAR の取得要件化の対象範囲

- ・ 下図の対象範囲のうち、IP 通信を**使用する**製品が、対象となる見込みです。
- ・ IP 通信を**使用しない**製品やシステム構成は、対象外となる見込みです。



出典：環境省大臣官房地域脱炭素事業推進課『地域脱炭素移行・再エネ推進交付金特定地域脱炭素移行加速化交付金
自治体向け説明資料（第 7 回先行地域選定団体）』（令和 8 年 4 月 20 日）

(6)JC - STAR 適合ラベル取得済み製品

- ・ JC-STAR 適合製品の一覧は、IPA(独立行政法人情報処理推進機構)の HP 上で随時公表されています。

※参考：適合ラベル取得製品リスト(IPA 独立行政法人情報処理推進機構)

<https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/list/jc-star-product-list/index.html>

(7)IP 通信を使用する場合でも JC-STAR 適合外製品で補助申請できる例外事例(※令和 8 年度のための運用)

IP 通信機能 を 有さない 設備	・ JC-STAR 適合性は、「①補助金交付要件」ではありません。 ・ 「②系統連系申請時の技術要件」にもならない見込みです。
IP 通信機能 を 有する 設備	・ メーカー等を確認して必要な検討を行った上で、JC-STAR 適合製品を使用できない「やむを得ない理由」が有れば、JC-STAR 適合外製品を補助対象設備として申請できます（別紙 7『JC-STAR 適合外製品使用理由書』を参照）

※注意点※

IP 通信を**使用する**設備について、別紙 7『JC-STAR 適合外製品使用理由書』を提出して、上記「やむを得ない理由」が認められた場合でも、系統接続申請の時期は、なお問題となります。

「特別高圧および高圧に連系する太陽光発電設備および蓄電設備」について、2027 年 4 月以降、JC-STAR 適合性は経済産業省の定める「②系統連系申請時の技術要件」となる見込みです。

系統接続申込時期が 2027 年 4 月以降であるにもかかわらず、安易に JC-STAR 適合**外**製品を導入すると、「補助金を活用して太陽光発電設備を導入したが、系統接続が認められず、ただの置物になり果てた」という事態が生じる可能性があります。

別紙 7 の提出を行うかどうかは、系統接続申込時期と相談の上、慎重に判断してください。ご不明な点がある場合は、導入を検討しようとしている製品について、**経済産業省及びメーカー**に、一度お問い合わせいただくことを推奨いたします。

7.補助対象経費

補助対象経費は『国要領別表第1(交付対象事業費：設備整備事業)』のとおりです。

また、補助金申請時に提出を要する**見積書**においては、各見積項目がどの補助対象経費項目に該当するのか、番号を明示して内訳を示してください。詳細は、**様式集「別紙2 事業費内訳書」**をご参照下さい。

なお、全ての項目は**税別**で計算してください(**公租公課は補助対象外**)。

【抜粋：国要領別表第1】

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接 工事費)	材料費	事業実施に直接必要な材料の購入費(運搬費、保管料を含む)。材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考の上、実施時期、地域実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価。
		労務費	本工事に直接必要な労務者の賃金等の人件費。労務単価は、農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考に、実施時期、地域実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業実施に必要な経費を契約・協定等に基づき負担する経費、系統で供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機・計量器・系統設備の工事費負担金(1.35万円/kW 上限))
	本工事費 (間接 工事費)	共通 仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業実施に直接必要な現場経費で、労務管理費・水道光熱費・消耗品費・通信交通費その他に要する費用
		一般管理費	事業実施に直接必要な諸給与・法定福利費・修繕維持費・事務用品費・通信交通費
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事(交付要件に定める柵堀に係る工事を含む。)に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業実施に直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費
測量及び試験費			事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費
設備費	設備費		事業実施に直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費
業務費	業務費		事業実施に直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費 (PPA 契約・リース契約の場合、事業実施に直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含む)
事務費	事務費		事業実施に直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費

【補足 2】 補助対象外経費の一例

補助対象外 経費	(1) 公租公課(消費税・地方消費税等) (2) 官公署に支払う手数料等(印紙代等) (3) 振込手数料等 (4) 過剰な設備、予備設備、本事業以外において使用することを目定期とした設備 (日射計・気温計・ソーラーカーポート照明・過大なサイズのモニター等) (5) 土地・建物の取得、賃貸、管理等に要する費用 (6) 本事業と直接関係のない工事に要した費用 (7) 設備導入後に稼働させるための燃料費、その他のランニング費用 (8) 既存建物の解体・撤去に伴う除去費用 (9) 設備の設置等に伴う建物の建築費、土地造成費、建物の建設工事に係る基礎工事部分、建築物の躯体等に関する工事 (10) 導入する設備に係る企画設計に要する費用 (設備の設置可否を判断する F S 調査やポテンシャル調査等) (11) 一般送配電事業者への接続検討申込みに係る費用 ※送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する系統連携工事費負担金(1.35 万円/kW 上限)及び柵塀に係る工事費用は交付対象となる (12) 経理処理場、補助対象とすることが適さないもの 例 1 : 契約書、発注書、請書、納品書、請求書、振込依頼書、領収書その他証拠書類に不足・不備がある場合 例 2 : 補助対象経費と補助対象外経費が混同して支払われており、両者の支払の区別が困難な場合 (13) 上記をはじめとする補助対象外経費にかかる諸経費等の間接経費
-------------	--

※判断に迷ったら、申請前に福知山市役所エネルギー・環境戦略課までご相談ください。

環境省と協議の上、補助対象経費該当性を判断致します。

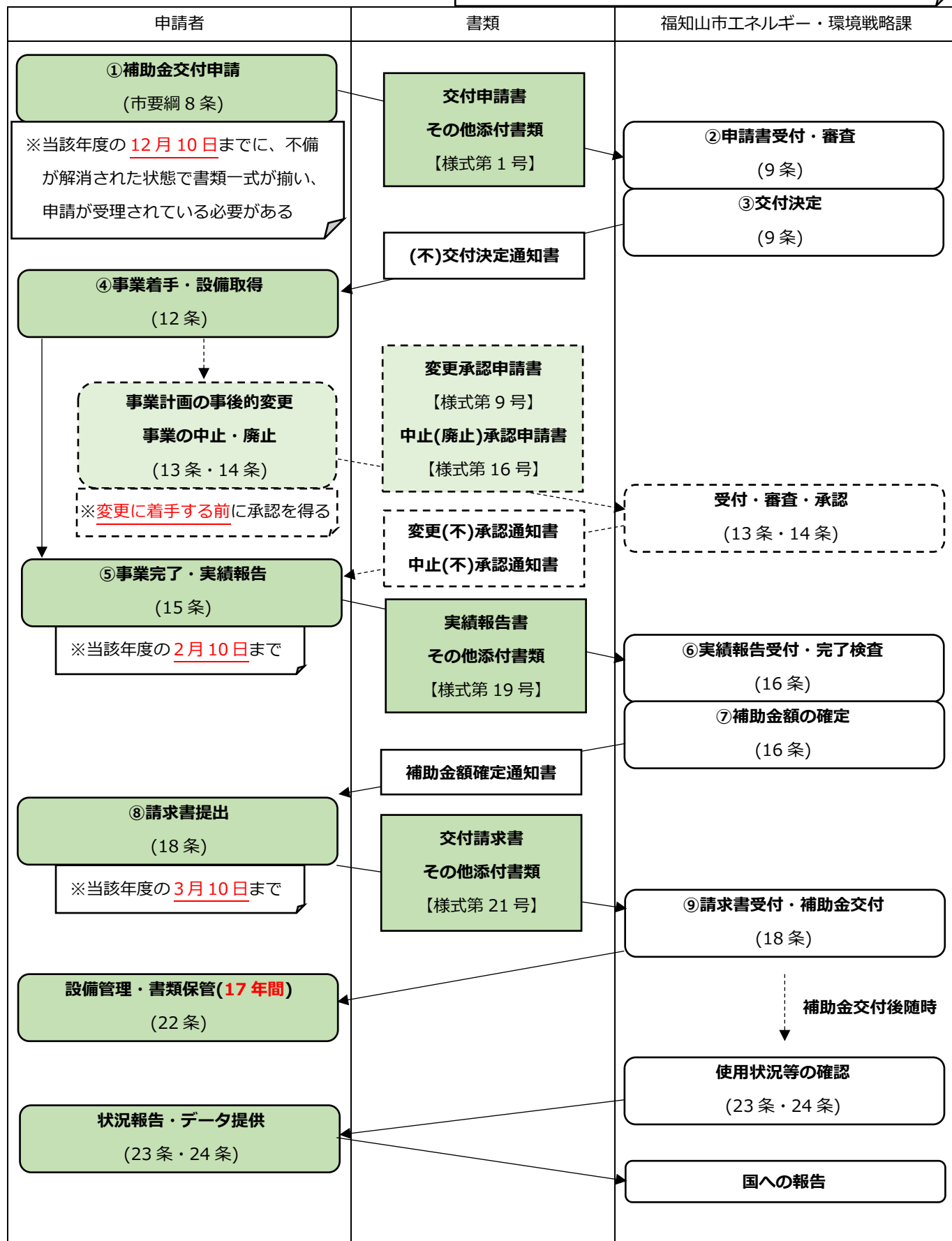
8. 手続の流れ

交付申請から補助金交付までのフローチャート

緑枠：申請者の行う手続き・提出する書類

白枠：市役所の手続き・送付する書類

点線：特別な事情が生じた場合のみ必要になる手続き・書類



【補足 3】 全員必須の手続の詳細

P14 図中①：補助金の申請（市要綱 8 条）

提出書類	(1)交付申請書（様式第 1 号） (2)提出書類一覧表「書類群 1（交付申請に係る提出書類）」
提出期限	交付決定を受けようとする年度の 12 月 10 日まで ※ <u>募集期間の終期(申請年度の 12 月 10 日)の時点で、不備が解消された状態で書類一式が揃い、後述のとおり、申請が受理されている必要があります</u> のでご注意ください。
提出方法	産業部エネルギー・環境戦略課（福知山市役所 4 階）まで持参してください
事前申請制	・ 市からの補助金交付決定通知日以降に事業着手 ・ 実績報告書提出期限(2 月 10 日)までに事業完了・実績報告が必要 ・ 申請時点で既に事業着手済み・設置済みの設備は補助対象外
「先着順」 申請受理	・ ①市による書類審査及び②申請者による不備解消が完了した順に申請受理(※審査は書類提出順に行うが、書類提出・受領が行われた時点ではまだ申請受理とは扱わない)
要件充足性	・ 国要綱・国要領・国要領別紙 1・国要領別表第 1・市要綱・本手引・提出書類一覧表・様式集を全て精読し、要件をすべて充足していることを確認した上で申請すること。

■ 該当箇所	■ 注意点(※その他、様式集の各シートに付されたコメントを全て熟読すること)
提出書類全般	・ 各申請様式に何の別紙・証拠書類の添付が必要なのかについて、『提出書類一覧表』を熟読すること。
様式第 1 号 【振込先口座】	・ 補助金の申請に当たって、自社の振込先口座情報(※特に、支店名・口座番号・口座名義)について、通帳その他の証拠書類(※様式第 21 号『補助金交付請求書』提出時に添付を要する)を確認の上、正確に記入すること
様式第 1 号 【5 申請者と設備使用者・設置場所所有者が異なる場合】	・ 補助対象設備を長田野工業団地立地企業が所有せず、PPA・リース形式で導入する場合、別紙 6 の提出を要する。『国要領別紙 1』中 2.ア(ア)要件 g・要件 h を熟読の上、交付金額相当分が料金から控除されることを証明すること。 参考：『国要領別紙 1』2.ア(ア)太陽光発電設備 要件 g：PPA の場合、PPA 事業者（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 9/10 とすることができる）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 要件 h：リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
別紙 1 【3 補助対象事業の内容】	・ 原則として、オンサイト自家消費型(『国要領別紙 1』2.ア(ア)i(a))の太陽光発電設備であること。 ※自営線型(i(b))・系統接続型(i(c))・ソーラーカーポート(j)・建材一体型太陽光(k)の申請を行いたい場合は、交付申請書提出時に本課に相談すること。環境省と協議の上で、例外的に申請を認めることがある。

P14 図中③：交付決定の通知（市要綱 9 条）

申請の受付完了後、その内容を審査し、以下の条件を付した上で補助金交付(不交付)の決定を行います。
交付条件に反した場合、交付決定取消及び受領済補助金の返還(+加算金)を請求する場合があります。

■ 関連条文	■ 交付条件
市要綱 1 条	・適正化法、適正化法施行令、国要綱、国要領、福知山市補助金交付規則、市要綱等に従うこと。
市要綱 10 条	・補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、管理するための台帳を備え、法定耐用年数の間、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。
市要綱 10 条	・補助金の交付を受けて設置した取得財産等（取得価格が単価 50 万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産）は、 市長の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）しないこと。ただし、法定耐用年数（太陽光発電設備:17 年）を経過した場合はこの限りでない。
市要綱 10 条	・ 補助事業を実施するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこと。 ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
市要綱 10 条	・本手引き 4 頁「1.脱炭素先行地域の趣旨（3）民生部門に該当する場合」参照
市要綱 13 条	・ 補助事業の内容や補助対象経費の配分、その他補助金の交付決定額に影響を及ぼす事項に変更が生じる場合は、 速やかに市長に申し出て協議し、指示に従うこと。
市要綱 14 条	・補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
市要綱 15 条	・2 月 10 日までに事業完了を行うこと。補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に申し出てその指示を受けること。 ・2 月 10 日までに、実績報告書（様式第 17 号）を提出すること。
市要綱 22 条	・ 補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助対象事業の終了年度の翌年度から起算して 5 年間保存すること（ただし、法定耐用年数の間は、財産管理台帳その他関係書類を保存すること）。 ・帳簿等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、権利義務の承継者に当該帳簿等を引き継ぐこと。
市要綱 23 条	・補助対象設備の使用状況、先行地域内の施設等の電力使用量等に関して、市が実施する調査に協力すること。
市要綱 24 条	・経理状況等、補助対象事業の遂行状況に関する報告を求めた場合又は検査を行う場合、誠実に対応すること。

P14 図中⑤：事業完了・実績報告（市要綱 15 条）

提出書類	(1)実績報告書（様式第 19 号） (2)提出書類一覧表「書類群 5（実績報告に係る提出書類）」
提出期限	交付決定通知年度の 2 月 10 日まで
注意事項	単年度事業(年度内の事業完了及び実績報告が必要。翌年度への繰越は原則認めない。)

P14 図中⑦：補助金額の確定（市要綱 16 条）

市は、補助事業者からの実績報告を受領したときは、その内容を審査し、事業の結果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定します。
補助金の交付額は、「補助金額確定通知書」により補助事業者に通知します。

P14 図中⑧：補助金の請求（市要綱 18 条）

提出書類	(1)補助金交付請求書（様式第 21 号） (2)提出書類一覧表「書類群 6（補助金の請求に係る提出書類）」
提出期限	通知受領日から 30 日以内 or 交付決定通知年度の 3 月 10 日のいずれか早い日まで

【補足 4】 特別な場合にのみ生じる手続の詳細

P14 図中④：事業着手・設備取得（市要綱 12 条）

原則、交付決定日より前に事業着手(契約締結、工事着工、発注、部材調達等)することは認めません。

しかし、「交付申請書を提出したが、福知山市からの交付決定が下りるまでの少しの時間ですら惜しい」という喫緊の場合を想定して、例外的な措置を設けます。

事業開始承認申請（市要綱第 11 条）を行い、市から事業開始承認を受けた場合は、**事業開始承認日から交付決定日までの間に行う発注・契約・部材調達・工事等を補助対象に含めることができます。**

提出書類	(1)事業開始承認申請書（様式第 6 号） (2)提出書類一覧表「書類群 2（事業開始承認申請に係る提出書類）」
申請時期	交付申請書（様式第 1 号）の提出時 ～ 交付決定通知前まで（※ 1）
注意事項	事業開始承認を受けた時点から 、交付決定前事業着手が可能（※ 2）

※ 1 事業開始承認申請に必要な書類が具備された時点で、「既に交付申請が可能な状態」だと考えます。

そこで、**「交付申請書と同時に」又は「交付申請書の提出の後」**にのみ、事業開始承認申請を認めます。

※ 2 **事業開始承認申請書を市に提出した時点**ではないことに留意してください。

※事業内容等の変更

補助対象事業の内容計画経費の配分申請者情報等を変更しようとするときは、事前に変更手続きが必要です。特に、補助金の額に影響を及ぼす事項を変更しようとするときは、早めにご相談ください。

また、変更のタイミングや内容に応じて、手続の方法が異なります。変更が生じる場合には、変更する内容での事業実施の前に、必ず市にご相談ください。

提出書類	(1)場面に応じて以下のいずれか一つ	
	ア	交付決定後に変更が生じる時 交付変更承認申請書（様式第 9 号）
	イ	事業開始承認から交付決定までの間に 変更が生じる時 事業開始変更承認申請書（様式第 10 号）
	ウ	軽微な変更(※)を行う時 軽微な変更届（様式第 15 号）
	エ	ウよりも更に軽微な変更を行う時 実績報告時に提出する「実績報告書（様式第 19 号）」に変更内容を記載
	(2)提出書類一覧表「書類群 3（変更申請に係る提出書類）」	
申請時期	交付決定後	
注意事項	承認を受けた時点から 、変更した内容での事業実施が可能	

※ 補助金の目的の達成に実質的に支障がない事項の変更をいう。

（例：補助対象事業の内容や計画の細部の変更等）

※「軽微な変更」の該当性については、独自判断せずに必ず市に事前に相談すること。

9.補助事業に関する調査等への対応義務

設備の導入後から法定耐用年数を経過するまでの17年間、設備の使用状況や設備導入による成果等に関して、市又は環境省等が行う調査や会計検査等にご協力いただく必要があります(市要綱23条1号)。

想定される 調査項目 (一例)	(1)設備を導入した施設や土地等における年間電力使用量(kWh) (2)補助対象設備で発電した電力の自家消費率 ・計算式:「年間自家消費電力量(kWh)」÷「年間発電量(kWh)」 ・参考:『国要領別紙1』i(a) オンサイト自家消費型 「当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて 50%以上を脱炭素先行地域内で消費することとし、当該需要家が消費しない再エネ電力については、(c)に準拠すること。」
--------------------------------	--

10.補助金返還・収益納付

(1)補助金返還(市要綱20条)

申請者が以下①～⑤のいずれかに該当したときは、補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただく場合があります。

- ① 偽りその他不正の行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- ② 補助金を他の用途に使用したとき。
- ③ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ④ 第4条第2項各号のいずれかに該当すると判明したとき。
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、法令、条例、補助金規則若しくはこの要綱の規定に違反したとき又は法令、条例、補助金規則若しくはこの要綱に基づく市長の指示に従わなかったとき。

(2)収益納付(市要綱10条5号)

補助事業で導入した設備に売電等で相当の収益が発生した場合、営利法人(構成員への利益分配を目的とした法人)に対しては、交付金の返還を求める場合があります。ただし、地方公共団体、非営利法人、個人は原則収益納付は不要です。

事業完了後の5年間については、売電収入額を市が確認することがありますので、毎月の売電量及び売電収入、収入金額の使途を管理するための帳簿を作成する等して、適切に管理してください。

なお、収入納付の要不要の判断基礎となる計算方法は、『国Q&A集』(『地域脱炭素推進交付金Q&A集(脱炭素先行地域づくり事業)』)の問15に記載されています。

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/preceding-region/DSC-KOUFUKIN-faq.pdf>

11.補足

(1)改訂履歴

改定年月日	版	改定内容
令和 8 年(2026 年)8 月	Ver.01	新規作成

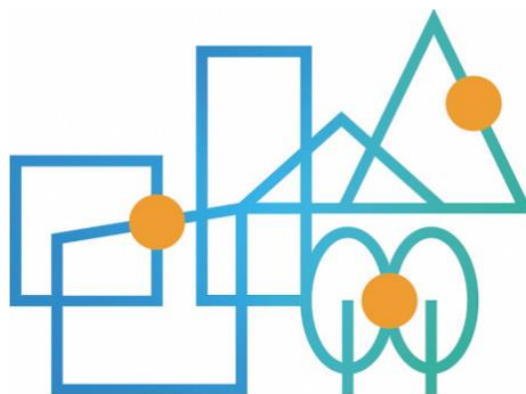
(2)補助金を活用した事業の実施にあたって

本補助金の申請を検討している方は、本手引きを熟読する他、以下の点を承知した上で、補助金受給に関する全ての手続を適正に履践するようお願い致します。

- (1) 補助金に関係する全ての提出書類において、理由の如何を問わず、虚偽の記述を行わないでください。
- (2) 偽りその他不正な手段により、補助金を不正受給した疑いがある場合、補助金受給者に対して、必要に応じて現地調査等を実施する場合があります。なお、事業に係る取引先(委託先、外注(請負)先以降も含む。)に対しても、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち合いのもと必要に応じて現地調査等を実施する場合があります。その際、補助金受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- (3) (2)の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行い、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年 10.95%の利率)を加えた額の返還を請求します。
- (4) 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第 29 条～第 32 条において、刑事罰等を科す旨の規定があります。あらかじめ補助金に関連する規定を十二分に理解した上で申請手続を行ってください。
- (5) 補助事業に係る資料(申請書類、市が発行する通知等、経理に係る帳簿、その他全ての証拠書類)は、補助事業完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日が属する年度の終了後 5 年間、いつでも閲覧に供せるように保存してください。ただし、取得財産等に係る財産管理台帳その他関係書類については、法定耐用年数(太陽光発電設備：17 年)の期間中は保存してください。
- (6) 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)の性質上、環境省の求めに応じて、本補助金を受給した事業者名や建物の名称等を市及び環境省のホームページ等で公開する場合があります。
- (7) 本補助金は、環境省の『二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)』を活用した間接補助事業です。年度ごとに福知山市から国に対して交付金を申請している関係上、各年の予算額に上限があります。そのため、補助申請者による申請額の合計が、当該年度の本補助金の予算額を超過する場合は、予算残額内に収まるように減額して交付決定する場合や不交付決定を行う場合があります。その場合、申請書提出期間終期の到来を待たずして、補助金の申請受付を終了します。

巻末付録：外部リンク集

	掲載書類等	リンク
1	市HP	【令和8年度】福知山市脱炭素先行地域づくり補助金(産業部門等自家消費型太陽光発電設備導入事業) https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/72/85556.html
2	環境省HP	環境省ホームページ：脱炭素地域づくり支援サイト https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/
3	国要綱	『二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱』 (令和4年3月30日環政計発第2203301号制定、令和8年7月6日環地域事発第2607061号改正) https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/1-1-CDS-kofu-yoko.pdf
4	国要領	『地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領』 (令和4年3月30日環政計発第2203303号制定、令和8年7月6日環地域事発第2607061号改正) https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-1-CDS-jisshi-yoko.pdf
5	★国要領別紙1 (※国既定の要件)	『別紙1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（脱炭素先行地域づくり事業）』 https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-2-CDS-jisshi-yoko-ex1-senko-chiiki-taisho-yoken.pdf
6	★国要領別表第1 (※補助対象経費)	『別表第1（交付対象事業費：設備整備事業）』 https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-4-CDS-jisshi-yoko-appx1-4-taisho-keihi.pdf
7	★国Q&A集	『地域脱炭素推進交付金 Q&A集(脱炭素先行地域づくり事業)』 https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/preceding-region/DSC-KOUFUKIN-faq.pdf
8	福知山市 先行地域提案書	『「脱炭素×子育て・スポーツ」のまちづくり～地域脱炭素事業を通じた子どもの体験格差の解消～』 詳細版： https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/preceding-region/7th-teiansyo-05.pdf 概要版： https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/preceding-region/7th-keikaku-gaiyo-05.pdf
9	京都府 太陽光補助金制度	京都府ホームページ：京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金 https://www.pref.kyoto.jp/energy/juten_taiyoko.html



脱炭素先行地域

京都府福知山市